

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 26 日現在

機関番号：32630

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23330005

研究課題名(和文) 市民参加型司法プロセスにおける「情報の正義」の構築に向けた学融的実証的研究

研究課題名(英文) Interdisciplinary approach for constructing Informational Justice in the Judicial Process with Civil Participation

研究代表者

指宿 信 (IBUSUKI, Makoto)

成城大学・法学部・教授

研究者番号：70211753

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,900,000円、(間接経費) 4,170,000円

研究成果の概要(和文)：「情報の正義」とは、判断結果の正しさや判断手続の正しさといった従来考えられてきた、判断過程、意思決定過程の価値的評価に対して、判断者、意思決定者に対してどのような情報がどれだけ与えられたかに着目する新しい概念である。

本研究プロジェクトでは、この「情報の正義」概念の有用性について、法学のみならずさまざまな学問分野で応用利用可能であることを確認することができたばかりでなく、社会的政治的意思決定過程において非常に有益な観念となりうることを確認された。

研究成果の概要(英文)：Concept of "Informational Justice" provides us a view how much and what kind of information the decision maker(s) could be given in their decision making process. It is totally different from traditional value of procedural justice and substantive justice. In this research project, we proved this new concept must be useful not only in the many disciplines but in many aspects of social and political decision making process.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：情報の正義 司法過程 裁判員 取調べ 可視化 地層モデル 裁判前報道 バイアス

## 1. 研究開始当初の背景

司法過程、とりわけ刑事裁判における判断過程において、判断者に与えられる「情報」のインプットの量的、質的、時点的、方法的な差違がどのような変化を生じさせるかを実証することと、そうした情報のインプットの在り方についての適正さを観念させるための概念として「情報的正義」という考え方が有用でないか、という発想から本研究プロジェクトがスタートした。

その背景には以下のような社会的事情が存在した。すなわち、第1に、国民が刑事裁判に参加して、有罪無罪の判断と量刑の判断をおこなう制度、裁判員制度が2009年にスタートしたこと、第2に、誤判やえん罪が明らかになっていくにつれ、その一因が無理な取調べや検察警察の証拠隠しにあると考えられるようになっており、社会的な要請として取調べの可視化(録音録画)や幅広い証拠開示が必要だということが理解されてきたことである。

第1の問題とのかかわりでは、国民が裁判員として判断をおこなう際に、どのような情報(証拠や証言)が、どのようなかたちで(ビジュアル、口頭、文字)、どのくらいの量、与えられるべきか、あるいは与えられてはならないのか、という議論が法律家のあいだで巻き起こった。

第2の問題とのかかわりでは、すべてを録音録画すればよいというのではなく、心理学の先行研究によれば、映像には見る者に一定のバイアスを与えてしまう効果があり、単なる撮影すべきか否かという問題ではなく、どのように記録し、見せるべきか、という問題が重要であることが明らかになっていた。また、証拠開示については先進国でも同様の問題を抱え、公平な裁判を確保する見地から広く検察側手持ち証拠の開示と被告人からのアクセスが保障されていることがわかった。

## 2. 研究の目的

われわれの研究の目的は、第1に具体的課題として、上記のような問題意識・問題把握の上に立って具体的に法律学と人間科学(心理学、社会学、言語学)の知見を応用して一定のソリューション(解決策)を提案しようというものであった。第2に、理論的課題として、具体的解決策を提案するに当たって、どの程度の量の情報が与えられるべきであるとか、どの時点で与えられるべきであるといった、「情報」の付与や「情報」へのアクセスの適正さを示すメタ概念として「情報的正義」という観念の有用性を明らかにしようとするものであった。

## 3. 研究の方法

研究グループは4つ形成され、それぞれが

上記の具体的課題と理論的課題に貢献するよう研究チームと研究プロセスがデザインされた。

第1グループは、「公判前報道と裁判への影響」チームである。

第2グループは、「取調べ録画とカメラバイアス」チームである。

第3グループは、「公判廷プレゼンテーションと裁判員の認知・理解」チームである。

第4グループは、「情報要因と量刑判断」チームである。

第1グループの研究は、模擬裁判などの実験を通して、犯罪報道(情報)が裁判員の判断に与える影響を実証的に評価・分析し、公判前報道の在り方にどのような法的・自主的規制がおこなわれるべきかを検討しようとするものであった。

第2グループの研究は、わが国の警察・検察において用いられている「大小2画面同時撮影方式」とまったく同様の撮影システムを構築し、それをを用いて模擬取調べを撮影、その映像(情報)を観た被験者において被疑者の自白の任意性や信用性判断にどのような差違が生まれるかを検証すると共に、バイアスの生じにくい撮影方法を具体的に提案しようとするものであった。

第3グループの研究は、カチナ・キューブと呼ばれる三次元情報提示ツール(ソフトウェア)を開発し、その三次元空間上に供述調書のデータをマッピングさせ、公判廷において裁判員がどのようなかたちで調書(情報)にアクセスすることが事実関係の理解を促進することができるかを検証し、個別事件に実装可能であることを検証しようとした。

第4グループは、量刑資料や証拠(情報)を調整することがどのように結果(刑の重さ)に影響するのか、客観要素(事実面)と主観要素(責任面)に分けて考察しようとした。

グループ全体としては、「情報的正義」概念がそれぞれのチームの研究テーマにおいてメタ指標として有益有用であったかを検証すると共に、より普遍的に「情報的正義」概念を汎用性あるものとして利活用するための概念構築や説明理論を模索した。

## 4. 研究成果

「情報的正義」概念の理論的研究として、刑事手続の世界において、「証拠」、「供述」、「鑑定」、「刺激」、「示唆」、「記憶」といった要素を「情報」と位置づけることができることを明らかにすることができた。そして、こうした「情報」を総体として適切に刑事司法のさまざまな判断過程にインプットすることを「情報的正義」と呼ぶことができることを確認した。

更に、この観念を様々な局面で応用可能であることが具体的に明らかにされた。たとえば、刑事裁判において検察側が被告人側に有

利な証拠や情報を開示しないことは「情動的正義」に悖ると表現することができる。このことは、法学・法実務だけでなく、様々な社会生活や政治過程、権力関係の場において応用可能であることも明らかになった。

すなわち、「隠された情報」ばかりでなく、「独占された情報」、「理解できない情報」、「伝えられない情報」、「変えられた情報」、「消された情報」、「見逃された情報」、「過剰で過多の情報」、「時期に遅れた情報」などは、すべて「情動的正義」に悖ると捉えることができることが明らかになった。

こうして、われわれ研究チームは、わが国の社会科学において初めて「情報をめぐる多様な状況において適切な情報収集と伝達プロセスを評価するメタ指標となる観念」を生み出すことに成功したのである。

この観念は、研究者や専門家にとってばかりでなく、国民にとっても意思決定過程や判断過程の適切さを評価する際に有用有益な観念である。なぜなら、従来は「アクセス権」「情報公開」「透明性」といった多くの概念で表現されてきた判断過程や意思決定過程における情報のインプット・処理・アウトプットの流れを統一的に評価することができるからである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計26件)

指宿信、誤判に学ぶ国の司法、学ばない国の司法：ノースカロライナ州の刑事司法改革を通して考える、世界、査読無、851号、2014、211-218

山崎 優子・石崎千景・サトウタツヤ、死刑賛否に影響する要因と死刑判断に影響する要因、立命館人間科学研究、査読有、29号、2014、81-94

指宿信、証拠開示をめぐる日米の落差：最高検モメ廃棄通知と米国司法省指針を比較して、法律時報、査読無、85巻4号、2013、85-95

指宿信、刑事司法を持続可能にするのは何か?：ノルウェーと日本の対話；持続可能性の基礎となる効率的で公正な犯罪捜査、青山法務研究論集、査読無、6号、2013、257-260

淵野貴生、刑事訴訟法理論の探究(7)黙秘権保障と自白法則、法律時報、査読無、2013、114-119

淵野貴生、取調べ可視化の権利性と可視化論の現段階、法律時報、査読無、85巻9号、2013、58-63

指宿信、司法改革の視点 取調べ「可視化」論：刑事司法改革の観点から、法社会学、査読無、79号、2013、153-165  
岡田 悦典・仲 真紀子・藤田政博、裁判員裁判と求刑：公判技術に関する実証

研究における一つの試み、法と心理、査読有、13巻、2013、87-92

指宿信、証拠開示国賠のススメ：検察改革の現在と公正な証拠開示の実現に向けて、刑事弁護、査読無、70号、2012、148-152

サトウタツヤ、「法心理学」及び「司法臨床」の展開と可能性、香川法学、査読無、32巻2号、2012、223-257

藤田政博・越智啓太・渡邊和美、『法と心理学の事典』出版と今後の法と心理学、法と心理、査読有、12巻、2012、62-66

橋内武・堀田秀吾、判決文はどう変わったか：裁判員制度以前と以後(その1)、桃山学院大学総合研究所紀要、査読無、37巻3号、2012、1346-231

若林宏輔・サトウタツヤ、寺田精一の実験研究から見る大正期日本の記憶研究と供述心理学の接点、心理学研究、査読有、83巻3号、2012、174-181

淵野貴生、裁判員制度と予断排除原則の本質：裁判員制度の見直しに向けて、立命館法学、査読無、2012(5-6)、3751-3776

山田早紀・サトウタツヤ、供述調書の理解を促進するツールの有用性の検討：裁判員の理解支援をめざして、立命館人間科学研究、査読有、25巻、2012、15-31

指宿信、特集 公判弁護技術としての証拠法：裁判員裁判を契機として変わるか、刑事弁護、査読無、70号、2012、41-45

淵野貴生、法廷外弁護活動としての表現行為の意義と限界 仙台地判平成23年7月5日を機縁として、立命館法学、査読無、339-340号、2012、430-476

指宿信・Feigenson, Neal・Park, Jaehyun・Park, Kwangbai・Pyo, Jimin、法廷における映像技術と心理学、法と心理、査読有、10巻、2011、61-96

山田早紀・斎藤進也・浜田寿美男・指宿信、自白供述分析の3次元視角化システムにおけるテクノロジー 法学、心理学の融合のかたち、法と心理、査読有、10巻、2011、107-109

指宿信・小松加奈子・サトウタツヤ・山田早紀・若林宏輔・淵野貴生・堀田秀吾・藤田政博、司法過程におけるコミュニケーション分析手法の有用性とその課題、法と心理、査読有、10巻、2011、97-100

21 原聰・佐藤博史・菅家利和・高木光太郎・指宿信、足利事件が意味するもの：裁判の実態と法心理学研究、法と心理、査読有、10巻、2011、23-40

22 指宿信、被疑者取調べの録音録画をめぐって、刑法雑誌、査読無、50巻3号、2011、140-144

23 佐藤博史・弘中惇一郎・川崎英明・指宿信・郷原信郎・原田國男・田淵浩二・足利・村木事件の教訓と刑事訴訟法学の課

- 題、法律時報、査読無、83 巻 9 = 10 号、2011、35-54
- 24 堀田秀吾、法言語学、日本語学、査読有、30 巻 14 号、2011、162-170
- 25 指宿信、取調べの「高度化」をめぐる、法律時報、査読無、83 巻 9 = 10 号、2011、18-24
- 26 サトウタツヤ、司法臨床の概念 わが国の家庭裁判所を踏まえて、法と心理、査読有、2011、26-37

〔学会発表〕(計 9 件)

Sato, Tatsuya、History of law and psychology in Japan.、Programas de Pós-Graduação em Saúde Coletiva e em Psicologia da UFBA、2012 年 3 月 1 日、パヒア(ブラジル)

指宿信、「情報的正義」と心理学—刑事司法過程における公正な判断、法と心理学会、2011 年 10 月 2 日、名古屋大学

藤田政博、評議における「情報的正義」:評議研究の再解釈、法と心理学会、2011 年 10 月 2 日、名古屋大学

堀田秀吾、法廷での言語使用をめぐる情報的正義:『言語的正義』の展開、法と心理学会、2011 年 10 月 2 日、名古屋大学

Ibusuki, Makoto、A Pathway for Struggle against Injustice: History of the Miscarriage of Justice and Exoneration in Japan、2011 年 9 月 27 日、ソウル

Ibusuki, Makoto、The Penal Populism against the sentencing in Japan: real or image?、International Society for Criminology、2011 年 8 月 7 日、神戸市

Hotta, Shugo、A Corpus-based Approach Written Judgments、World Congress of International Association for Criminology 2011、2011 年 8 月 7 日、神戸

Ibusuki, Makoto、With or without Motivation: Mysterious Overhaul of Japanese Criminal Justice after 2000、Law and Society Association Annual Conference、2011 年 6 月 11 日、サンフランシスコ

Fujita, Masahiro、& Hotta, Syūgo、Japan's sentencing disparity before and after the introduction of the lay judge (saiban-in) system、Law and Society Association、2011 年 6 月 4 日、サンフランシスコ

〔図書〕(計 15 件)

堀田秀吾、なぜあの人の頼みを聞いてしまうのか 仕事に使える言語学、ちくま書房、2014、203

堀田秀吾、「言葉」を知れば、人間関係はうまくいく、イーストプレス、2014、171

サトウタツヤ他、質的心理学ハンドブッ

ク、新曜社、2013、583

藤田政博他、法と心理学、法律文化社、2013、271

堀田秀吾他、法と言語 法言語学への誘い、くろしお出版、2012、255

堀田秀吾他、英語で学ぶ日本の法、世界の法、朝日出版社、2012、140

サトウタツヤ、学融とモード論の心理学、新曜社、2012、320

サトウタツヤ他、心理学史、学文社、2012、164

サトウタツヤ他、TEM でわかる人生の経路、誠信書房、2012、264

指宿信他、えん罪原因を調査せよ、勁草書房、2012、172

指宿信、証拠開示と公正な裁判、現代人文社、2012、256

指宿信他、取調べの可視化へ、日本評論社、2011、280

サトウタツヤ他、心理学・入門 心理学はこんなに面白い、有斐閣、2011、268

サトウタツヤ他、方法としての心理学史 心理学を語り直す、新曜社、2011、214

藤田政博他、法と心理学の事典 犯罪・裁判・矯正、朝倉書店、2011、672

6. 研究組織

(1) 研究代表者

指宿 信 (IBUSUKI, Makoto)  
成城大学・法学部・教授  
研究者番号: 70211753

(2) 研究分担者

淵野 貴生 (FUCHINO, Takao)  
立命館大学・法務研究科・教授  
研究者番号: 20271851

藤田 政博 (FUJITA, Masahiro)  
関西大学・社会学部・准教授  
研究者番号: 60377140

堀田 秀吾 (HOTTA, Shugo)  
明治大学・法学部・教授  
研究者番号: 70330008

佐藤 達哉 (SATO, Tatsuya)  
立命館大学・文学部・教授  
研究者番号: 90215806